

## 償却原価法と公正価値法

### — 満期保有目的債券の処理を中心に —

林 健 治

#### 1. はじめに

日本公認会計士協会は、2005年と2008年に公表した「公益法人会計基準に関する実務指針」において、満期保有目的債券の会計処理を取り上げ、償却原価法（定額法）のみを解説した。岡村 [2008] 20頁によれば、その理由が次のように説明される。第1に、償却原価法（利息法）による処理が法人運営者には容易に理解されない。第2に、公益法人は一般企業に比して満期保有目的債券の種類・取引量が少なく、計算が容易な償却原価法（定額法）で十分であると判断された。岡村 [2008] では、公益法人の実状を勘案し、特段の配慮をしたことが法人運営者の償却原価法の本質に関する理解を妨げ、混乱が生じているとの認識に立ち、満期保有目的債券の会計処理が検討された。

本稿の第2節では岡村 [2008] の問題提起が現行の「公益法人会計基準に関する実務指針」においても妥当するかを確かめる。次に、金融商品会計基準に基づく満期保有目的債券の処理について検討する。第3節では、償却原価法（利息法）と公正価値法を比較検討する。第4節で金融商品の公正価値変動の報告について再考する。第5節はむすびである。

#### 2. 満期保有目的債券に対する償却原価法の適用

##### 2.1 「公益法人会計基準に関する実務指針」

日本公認会計士協会 [2019] 非営利法人委員会実務指針第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」以下ではこれを「実務指針」という）最終改正2019年3月19日、Q35, 39-41頁において、償却原価法の定義、基本財産受取利息の処理が示されている。

「A 償却原価法は、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、当該差額を償還日までの残存期間にわたって受取利息処理（加算又は減算）により期間配分する方法である。また、平成20年会計基準注解（注11）では、『“指定正味財産”に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合

には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、“指定正味財産増減の部”に記載するものとする。』とされている。したがって、“基本財産受取利息”は、平成20年会計基準運用指針12.『(2)正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領』に示されているように、通常、“一般正味財産増減の部”に計上されることが予定されているが、“指定正味財産”に区分される寄付によって受け入れた有価証券について償却原価法を採用する場合には、正味財産増減計算書の“指定正味財産増減の部”において基本財産受取利息処理(加算又は減算)を行うことを意味すると解される。

なお、“一般正味財産”から充当された基本財産としての満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合の会計処理は、正味財産増減計算書の“一般正味財産増減の部”において基本財産受取利息処理(加算又は減算)を行うことになる。」

(ダブルクォーテーションマークは筆者)

- 1) “指定正味財産”に区分される寄付によって受け入れた満期保有目的の債券(基本財産)に対し、償却原価法を適用する場合の設例が次に示される。

[設例1] 債券金額より低い価額で取得した場合(「実務指針」38-39頁)

当年度期首に、5年満期の新発の債券(金額1,000)を950で取得した。

- (ア) 当年度中に、受取利息15を受け取った。  
 (イ) 当該受取利息15を一般正味財産増減の部に振り替えた。  
 (ウ) 当年度末に償却原価法を適用した。

借方	金額	貸方	金額
(ア) 現金預金(B/S)	15	基本財産運用益 - 基本財産受取利息(指定)	15
(イ) 一般正味財産への振替額(指定)	15	基本財産運用益 - 基本財産受取利息振替額(一般)	15
(ウ) 基本財産 - 投資有価証券(B/S)	※10	基本財産運用益 - 基本財産受取利息(指定)	10

※  $(1,000 - 950) \times 1/5 = \triangle 10$

- 2) “一般正味財産”から充当された基本財産としての満期保有目的の債券に対し、償却原価法を適用する場合の設例が次に示される。

[設例2] 債券金額より低い価額で取得した場合(「実務指針」40頁)

当年度期首に、5年満期の新発の債券(金額1,000)を950で取得した。

- (ア) 当年度中に、受取利息15を受け取った。  
 (イ) 当年度末に償却原価法を適用した。

借方	金額	貸方	金額
(ア) 現金預金 (B/S)	15	基本財産運用益	15
		—基本財産受取利息 (一般)	
(イ) 基本財産	※ 10	基本財産運用益	10
—投資有価証券 (B/S)		—基本財産受取利息 (指定)	

※  $(1,000 - 950) \times 1/5 = \triangle 10$

上記では、基本財産受取利息 (指定) から基本財産受取利息 (一般) への振替仕訳が不要である。

上記の [設例 2] の条件を追加・変更し (取得価額 910, 償還期限 3 年), 償却原価法 (定額法) と償却原価法 (利息法) を比較する。

### [設例 3] 償却原価法 (定額法)

決算日が 3 月 31 日の法人が額面総額 1,000 の地方債 (X1 年 4 月 1 日発行, 償還期限 X4 年 3 月 31 日, 利率 1.5%, 利払は年 1 回 3 月 31 日) を発行日に, 満期まで保有する目的で, 額面 100 円につき 91 円で取得し, 額面と発行価額との差額は金利調整によると仮定する。

	借方	金額	貸方	金額
第 1 期				
取得時	満期保有目的債券	910	現金預金	910
利払日	現金預金	15	受取利息	15
決算日	満期保有目的債券	30	受取利息	※ 30
第 2 期				
利払日	現金預金	15	受取利息	15
決算日	満期保有目的債券	30	受取利息	※ 30
第 3 期				
利払日	現金預金	15	受取利息	15
決算日	満期保有目的債券	30	受取利息	※ 30
償還日	現金預金	1,000	満期保有債券	1,000

※  $(1,000 - 910) \times 1/3 = \triangle 30$

額面 1,000 と発行価額 910 との差額 90 は償還期間 3 年にわたり 30 ずつ均等に償却される。

### [設例 4] 償却原価法 (利息法)

貨幣の時間価値を正確に反映するのは, 償却原価法 (利息法) である。[設例 3] を 償却原価法 (利息法) により処理する。

実効利率 ( $r$ ) は下記の (1) 式により 4.79% と算定される<sup>1</sup>。

$$\frac{15}{(1+r)} + \frac{15}{(1+r)^2} + \frac{15+1,000}{(1+r)^3} = 910 \quad (1)$$

1 Microsoft®Excel の IRR 関数を用いれば, 実効利率を容易に計算できる (岡村 [2008] 26 頁)。

	借方	金額	貸方	金額	注
第1期					
取得時	満期保有目的債券	910	現金預金	910	
価値増	満期保有目的債券	44	受取利息	44	$910 \times 4.79\% = 44$
利払	現金預金	15	満期保有目的債券	15	※償却額 $44 - 15 = 29$
第2期					
価値増	満期保有目的債券	45	受取利息	45	$939 \times 4.79\% = 45$
利払	現金預金	15	満期保有目的債券	15	※償却額 $45 - 15 = 30$
第3期					
価値増	満期保有目的債券	46	受取利息	46	$969 \times 4.79\% = 46$
利払	現金預金	15	満期保有目的債券	15	※償却額 $46 - 15 = 31$
償還日	現金預金	1,000	満期保有債券	1,000	

「実務指針」においては、償却原価法（定額法）のみが示されており、定額法が基本であるとの誤解が法人運用者に広まることが危惧され、時の経過にともなう債券の増価が見失われる可能性もある（岡村 [2008] 25 頁）。

期末に、期首の満期保有目的債券額に実効利率を乗じた金額だけ帳簿価額を増額し、次に、クーポンを受け取った分だけ債券価値を減少させる。このように仕訳すれば、償却原価法の本来の考えが忠実に表現され（岡村 [2008] 25 頁）、法人運用者の償却原価法に関する理解が促される。償却原価法（利息法）から償却原価法（定額法）に変更しても、第1期、第2期、第3期における償却額の増減はプラスマイナス1の範囲に収まり、僅少である。とはいえ、本来は利息法が用いられるべきであり、取得価額と債権金額の差を均等割する定額法は、簡便法として用いられているに過ぎないことに留意すべきである（岡村 [2008] 25 頁）。

## 2.2 「金融商品会計基準」に基づく満期保有目的債券の処理

日本公認会計士協会「III 設例による解説」の設例4 ([https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/pdf/01169-004390.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/pdf/01169-004390.pdf)) を一部変更し、企業会計基準第10号「金融商品会計基準」の満期保有目的債券の会計処理方法を示す。

### 〔設例5〕満期保有目的の債券の会計処理（利息法）

当社（3月末決算）は、X1年4月1日に既発のA社社債を9,400で取得し、満期まで所有する意図をもって保有する。なお、取得価額と債券金額（額面）との差額（取得差額）は、すべて金利の調整部分（金利調整差額）である。額面：10,000、満期日：X4年3月31日、クーポン利子率：年利6%、利払日：3月末日（年1回）とする。

- (1) X1年4月1日（取得日）
- (2) X2年3月31日（利払日・決算日）
- (3) X3年3月31日（利払日・決算日）

## (4) X4年3月31日(利払日・決算日・償還日)

借方	金額	注	貸方	注	金額
(1) 満期保有目的債券	9,400		現金		9,400
(2) 現金預金	600	a	有価証券利息		784
満期保有目的債券	184	b			
(3) 現金預金	600		有価証券利息		800
満期保有目的債券	200	c			
(4) 現金預金	600		有価証券利息		816
満期保有目的債券	216	d			
現金預金	10,000		満期保有目的債券	e	10,000

注 a : 債券金額(額面) 10,000 × クーポン利率 6 %

注 b : 満期保有目的債券の X1 年 4 月 1 日の簿価 9,400 × 実効利率 8.3 %

注 c : 満期保有目的債券の X2 年 4 月 1 日の簿価 9,584 × 実効利率 8.3 %

注 d : 満期保有目的債券の X3 年 4 月 1 日の簿価 9,784 × 実効利率 8.3 %

注 e : 9,400 + 184 + 200 + 216 = 10,000 債券金額(額面)

上記 (2), (3), (4) の貸方は受取利息ではなく、有価証券利息である。

年月日	クーポン 受取額	利息配分額 注	金利調整差額 の償却額	償却原価 (帳簿価額)
X1/4/1				9,400
X2/3/31	600	784	184	9,584
X3/3/31	600	800	200	9,784
X4/3/31	600	816	216	10,000

実効利率年 8.3 %

X1年4月1日の満期保有目的債券の取得価額は、下記の式により算定される割引現在価値 9,400 と等しい。

$$\frac{10,000 \times 6\%}{1 + 0.083} + \frac{600}{(1 + 0.083)^2} + \frac{600 + 10,000}{(1 + 0.083)^3} = 9,400 \quad (2)$$

取得金額と債券の金額の差を金利調整とみなし、償却原価法(利息法)により処理すると、X2年3月31日の満期保有目的債券の測定額は、取得価額 9,400 に金利調整額の償却額 184 を加算した 9,584 になる。時が経過するにつれ、貨幣の時間価値を反映して満期保有目的債券が増価し、償還日には 10,000 になる。取得金額 9,400 と債券の金額 10,000 の差 600 を償還期間にわたり均等割り、200 ずつ償却する償却原価法(定額法)は、固定資産の取得原価と残存価額の差を耐用年数にわたって費用として配分する減価償却に類似し、将来キャッシュ・フローの割引現在価値<sup>2</sup>を

2 割引現在価値測定に際し、将来キャッシュ・フローの予測額、将来キャッシュ・フローの発生時期、割引率の決定が必要になる(北村[2010]18頁)。資産価格=(将来)キャッシュ・フロー/割引率とすると、分子の(将来)キャッシュ・フローの低下だけでなく、分母の割引率の上昇によっても、資産価格は低下する(福井[2019]73頁)。

3 現在価値会計とは、将来のキャッシュ・フローをある割引率で割り引いて資産等を測定し、期首と期末の資産等の純現在価値を比較して経済的利益を算定する会計を指す(上野[2014]368頁)。

測定する思考, 現在価値会計<sup>3</sup>の思考とは相容れない<sup>4</sup>。

### 3. 償却原価法 (利息法) と公正価値法

#### 3.1 償却原価法の本質

債券の発行価額の理論値と償却原価の関係は, 次の(3)式から(9)式に示される (醍醐 [1997] 4頁)。

[設例6] 債券の発行価額の理論値  $Px$  と償却原価  $ACx$  の関係

市場利子率が  $r_0$  の  $t_0$  時点で, 償還期限3年, 約定利率  $r$ , 券面額1の債券  $x$  を原資取得したとする ( $r < r_0$ )。債券  $x$  の  $t_0$  時点における発行価額の理論値  $Px_0$  は, 下記の(3)式により, 債券  $x$  の第1年度末 ( $t_1$ ) の償却原価 ( $ACx_1$ ), 第2年度末 ( $t_2$ ) の償却原価 ( $ACx_2$ ), および第3年度末 ( $t_3$ ) の償却原価 ( $ACx_3$ ) はそれぞれ(4)式, (5)式, (6)式により求められる。債券  $x$  の第1年度の償却原価  $ACx_1$ , 第2年度の償却原価  $ACx_2$ , および第3年度の償却原価  $ACx_3$  は(7)式, (8)式, (9)式によっても算定される (醍醐 [1997] 4頁)<sup>5</sup>。

$$Px_0 = \frac{r}{1+r_0} + \frac{r}{(1+r_0)^2} + \frac{r}{(1+r_0)^3} \quad (3)$$

$$ACx_1 = \frac{r}{1+r_0} + \frac{r+1}{(1+r_0)^2} \quad (4)$$

$$ACx_2 = \frac{r}{1+r_0} \quad (5)$$

$$ACx_3 = 1 \quad (6)$$

$$ACx_1 = Px_0 \times (1+r_0) - r \quad (7)$$

$$ACx_2 = ACx_1 \times (1+r_0) - r \quad (8)$$

$$ACx_3 = ACx_2 \times (1+r_0) - r \quad (9)$$

(7)式, (8)式, (9)式から以下の3点が明らかとなる (醍醐 [1997] 4-5頁)。①償却原価法は, 当初の市場利子率  $r_0$  で前期末簿価を割増した金額から, 当期に実現した利子収益  $r$  を控除した額を債券の当期末評価額とする方法である。②割増率は, 当初の市場利子率  $r_0$  に固定され, 取得後の市場利子率が反映されていない。償却原価法は, 債券取得時の市場利子率  $r_0$  を割引率とした割増現在価値法である。③取得価額と券面価額の差額を償還年限で除した金額を毎期簿価に加減する定額法適用が容認されるのは, 簡便であるからに他ならない。

4 満期保有目的債券の償却原価を算定の際に測定時点の市場利子率が使用されないのは, 価値測定ではなく, 投資成果の配分を目的とするからである (斎藤 [1995] 21頁)。

5 上記の(5)式では, 醍醐 [1997] 4頁(3)式の右辺の分子を  $1+r$  から  $r$  に修正。

〔設例 7〕市場利子率の変動 ( $r_0$  から  $r_1$ ) と償却原価  $AC$  と公正価値  $MV$  の差異

$t_1$  時点で市場利子率が  $r_0$  から  $r_1$  に変動し、その後満期まで市場利子率は  $r_1$  のまま不変であり、その他の条件は〔設例 6〕と同様であると仮定する。(11)式の  $MVx_1$  は公正価値(時価)を表し、他の記号は前述したとおりである<sup>6</sup>。償却原価と公正価値の差異は(12)式と(13)式に示される。

$$ACx_1 = \frac{r}{1+r_0} + \frac{r+1}{(1+r_0)^2} \quad (10)$$

$$MVx_1 = \frac{r}{1+r_1} + \frac{r+1}{(1+r_1)^2} \quad (11)$$

$$ACx_1 - MVx_1 = \left( \frac{r}{1+r_0} + \frac{r+1}{(1+r_0)^2} \right) - \left( \frac{r}{1+r_1} + \frac{r+1}{(1+r_1)^2} \right) \quad (12)$$

$$= \frac{(r_1 - r_0)}{(1+r_0)(1+r_1)} \left[ r + (r+1) \left( \frac{1}{1+r_0} + \frac{1}{1+r_1} \right) \right] \quad (13)$$

(13)式の右辺から以下が析出される(醍醐[1997] 7-8頁)。市場利子率が上がり  $r_1 > r_0$  になれば、償却原価  $ACx_1$  から公正価値(時価)  $MVx_1$  を差し引いた額の符号はプラスになり、償却原価が公正価値を超え、債券の継続保有が合理的となる。債券を取得した後、市場利子率が下がり  $r_1 < r_0$  になれば、償却原価  $ACx_1$  から公正価値(時価)  $MVx_1$  を差し引いた額の符号はマイナスになり、公正価値が償却原価を超え、債券の売却も選択肢となる。

〔設例 8〕市場利子率が上昇し償却原価が公正価値を超えても債券  $x$  を売却し、債券  $y$  を購入  
 $t_1$  時点で市場利子率が  $r_0$  から  $r_1$  に上昇すると、債券  $x$  の償却原価が公正価値を超えるので、債券  $x$  を売却せず、保有し続けると想定されるが、 $t_1$  時点で債券  $x$  を売却し、売却により得た資金を約定利率  $r_1$ 、償還期限 2 年の債券  $y$  に再投資する(これを投資行動  $C^7$  という)と仮定する。債券  $y$  の公正価値は(14)式で表され、債券  $y$  と債券  $x$  の公正価値の差は(15)式を展開した(16)式に示される(醍醐[1997] 8頁)。

$$MVy_1 = \frac{r_1}{1+r_1} + \frac{r_1+1}{(1+r_1)^2} \quad (14)$$

$$MVy_1 - MVx_1 = \left( \frac{r_1}{1+r_1} + \frac{r_1+1}{(1+r_1)^2} \right) - \left( \frac{r}{1+r_1} + \frac{r+1}{(1+r_1)^2} \right) \quad (15)$$

$$= \frac{r_1 - r}{1+r_1} + \frac{r_1 - r}{(1+r_1)^2} = \frac{(r_1 - r)(r_1 + 2)}{(1+r_1)^2} \quad (16)$$

$r < r_0 < r_1$  から  $MVy_1 - MVx_1$  の符号はプラスであり、債券  $x$  を売却し、債券  $y$  を購入するに

6 上記の(11)式では、醍醐[1997] 7頁(6)式の右辺第2項の分母  $(1+r_1)$  を  $(1+r_1)^2$  に修正。

7 投資行動 A によれば、債券を  $t_0$  時点で取得し、 $t_1$  時点で売却すると仮定し、投資行動 B によれば、債券を  $t_0$  時点で取得し、満期の  $t_3$  時点まで保有すると仮定する(醍醐[1997] 7頁)。

は、 $MVy_1 - MVx_1$  の分だけ追加資金を必要とする。 $t_1$  時点における投資行動 C の現在価値 (PV<sub>c</sub>) は  $MVy_1 - (MVy_1 - MVx_1) = MVx_1$  となり、投資行動 A と投資行動 C の  $t_1$  時点における現在価値は同じで、 $t_1$  から満期までの金利変動予想を無視すると、企業は投資行動 B を採り、債券を保有し続けると考えられる (醍醐 [1997] 8 頁)<sup>8</sup>。

満期保有目的債券の償却原価が時価 (公正価値) を超える場合は、満期まで保有し、券面額の償還を受けることを前提に償却原価を採用し、満期保有目的債券の時価が償却原価を超える場合は、売却してキャッシュ・フローを得ることを前提に時価を採用する、「償却原価・時価比較高価法」が投資業績の評価に有用である (醍醐 [1997] 9 頁)。

### 3.2 償却原価法 (利息法) と公正価値法 (時価法) の比較

金融商品会計基準に関し、世界主要国の会計基準設定主体が共同作業グループを編成し、公表された JWG [2000]<sup>9</sup> において、すべての金融商品 (ただし、非上場株式を除く) を公正価値で評価することが提案された (これを包括的公正価値会計<sup>10</sup> と称する)。包括的公正価値会計によれば、満期保有目的債券購入後、市場利子率変動した場合、変動後の市場利子率を適用し、公正価値を評価し、経済的利益を測定する。

角ヶ谷 [2009] では、平価発行の社債を例に償却原価法と公正価値法が比較される。

#### 〔設例 9〕 満期保有目的債券購入後、市場利子率が下落

第 1 年度期首に満期保有目的で、社債 (額面総額 1,000,000 円、償還期限 3 年、利息は各年度末に 10% 支払) を @ 100 円で購入し、市場利子率は第 1 年度末に 5% に下落し、3 年度末まで変動しなかったと仮定する (角ヶ谷 [2009] 172 頁)。①償却原価法と②公正価値法の資産評価額と純利益が下記に示される。

①償却原価法によると、第 1・2 年度末の資産評価額は 1,000,000 円に、第 1・2・3 年度の純利益はクーポン利率に額面総額を乗じた 100,000 円に固定される。②公正価値法によると、第 1・2 年度末の資産評価額は 1,092,971 円 (表 1 注 b) および 1,047,619 円 (表 2 注 c) である。償却原価法によると、実現 (契約) キャッシュ・フローの 100,000 円だけが利益に含められるが、公正価値法によると、純利益は、期首と期末の資産の公正価値の差から算定され、第 1 年度の純利益には実現利益と未実現利益が混在する (角ヶ谷 [2009] 173-174 頁)<sup>11</sup>。

8 債券取得後に金利が低下した場合には、債券を満期まで保有するよりも債券を随時売却した方が多くのキャッシュ・フローが得られる (醍醐 [1997] 9 頁)。

9 JWG はオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、イギリス、アメリカの会計基準設定機関・職業会計人協会、および IASC から構成される (JWG [2000] Preface P4)。

10 包括的公正価値会計は、全面時価会計とも称される。JWG [2000] が対象とする金融商品および類似項目のもっとも有用な測定値と位置づけられるのは、公正価値である (古賀 [2001] 58-59 頁)。

表1 償却原価法（利息法）と公正価値法の比較

(単位:円)

		①償却原価法	②公正価値法	注	③差額 (=②-①)
I 資産評価額					
第1年度期首	V <sub>0</sub>	1,000,000 (10%)	1,000,000 (10%)	a	0
第1年度期末	V <sub>1</sub>	1,000,000 (10%)	1,092,971 (5%)	b	92,971
第2年度期末	V <sub>2</sub>	1,000,000 (10%)	1,047,619 (5%)	c	47,619
第3年度期末	V <sub>3</sub>	0	0		
II 純利益					
第1年度	EI <sub>1</sub>	100,000	192,971	d	92,971
第2年度	EI <sub>2</sub>	100,000	54,648	e	△ 45,352
第3年度	EI <sub>3</sub>	100,000	52,381	f	△ 47,619
合計		300,000	300,000		0

注 a ②公正価値法 第1年度期首資産 =  $100,000/(1+0.1) + 100,000/(1+0.1)^2 + 1,100,000/(1+0.1)^3 = 1,000,000$

注 b ②公正価値法 第1年度期末資産 =  $100,000/(1+0.05) + 1,100,000/(1+0.05)^2 = 1,092,971$

注 c ②公正価値法 第2年度期末資産 =  $1,100,000/(1+0.05) = 1,047,619$

注 d ②公正価値法 第1年度経済的利益 EI<sub>1</sub> =  $100,000 + 100,000/(1+0.05) + 1,100,000/(1+0.05)^2 - 1,000,000 = 192,971$

注 e ②公正価値法 第2年度経済的利益 EI<sub>2</sub> =  $V_2 - V_1 = 1,000,000 + 1,100,000/(1+0.05) - 1,092,971 = 54,648$

注 f ②公正価値法 第3年度経済的利益 EI<sub>3</sub> =  $1,100,000 - 1,047,619 = 52,381$

(出所) 角ヶ谷 [2009] 173 頁。注 a から注 f を追加。注 c の金額を 1,047,612 から 1,047,619 に修正。

Ryan を代表者とするアメリカ会計学会の財務会計基準委員会 AAA FASC [2002] は、設例を用い、償却原価法と公正価値法（時価法）を比較検討する。

#### [設例 10] AAA FASC [2002] p.261

0 年度末に 3 年間にわたり各年度末に 100 ドルを受け取ることができる金融資産を購入した（キャッシュ・フローは確定しており、市場利子率のみ変動する）。市場利子率（金利）は各年度末にのみ変動すると仮定する。0 年度末、1 年度末、および 2 年度末の市場利子率はそれぞれ 10%、12%、12%であった。

1 年度末の [g] 公正価値の期待外変動 △ 4.54（注 F）は、1 年度末の [e] 償却原価利息と公正価値利息の差 2.92（注 K）と 1 年度末の [e] 1.62（注 O）と相殺される<sup>12</sup>。

①償却原価法と②公正価値法、いずれによっても利益合計は、[c] 償却原価利息 + [e] 公正価値利息から償却原価利息を控除した額 + [g] 公正価値の期待外変動となる。①償却原価法と②公正価値法では、[e] と合算される項目が異なる（AAA FASC [2002] p.262）。①償却原価法は [e] を [g] と合算して損益を算出する。②公正価値法は [e] を [c] と合算して利息収入を算出する。

11 IASB が 2009 年に公表した ED では、満期保有目的債券についても各測定日に期待キャッシュ・フローを再測定し、信用損失相当額を控除して算定された実効利子率を適用し、相対的に低く利息収益を配分する期待損失モデルが提案された（角ヶ谷 [2012] 43 頁）。

12 [設例 10] では債券の満期償還は考慮外である。JWG [2000] par. 6.59-6.61 において、債券の満期償還を前提にした次の例が示される。1 年度、2 年度、3 年度の金利がそれぞれ 10%、8%、8% の時、3 年満期、年間平均収益率 10% の債券を 1,000 で購入すると、1 年度の利得 35.67 は、2 年度の損失 17.15、3 年度の損失 18.52 と相殺される。JWG [2000] の償却原価法と公正価値法の比較例については、吉田 [2001] 50-51 頁を参照。

表2 償却原価法(利息法)と公正価値法(時価法)の比較

実績	年度末							
	0年	(注)	1年	(注)	2年	(注)	3年	(注)
期末現金受取額	0		100		100		100	
期末の市場利子率	10%		12%		12%		-	
[a] 期末償却原価	248.69	A	173.55	B	90.91	G	0	
[b] 期末公正価値利息	248.69	A	169.01	C	89.29	H	0	
利息計算								
[c] 償却原価利息 = 前年の [a] × 10%	0		24.87	D	17.36	I	9.09	M
[d] 公正価値利息 = 前年の [b] × 期中の市場利子率	0		24.87	D	20.28	J	10.71	N
[e] 差異 = [d] - [c]	0		0		2.92	K	1.62	O
公正価値の期待外変動の計算								
[f] 前年末利子率に基づく期末の期待公正価値 (= 前年の [b] × (1 + 期中の市場利子率) - 期末現金受取額)			173.55	E	89.29	L		
[g] 公正価値の期待外変動 = [b] - [f]			(4.54)	F	0		0	

(注)

A :  $100/1.10 + 100/1.10^2 + 100/1.10^3 = 248.69$

B :  $100/1.10 + 100/1.10^2 = 173.55$

C :  $100/1.12 + 100/1.12^2 = 169.01$

D :  $248.69 \times 0.1 = 24.87$

E :  $248.69 \times (1 + 0.1) - 100 = 173.55$

F :  $169.01 - 173.55 = -4.54$

G :  $100/1.1 = 90.91$

H :  $100/1.12 = 89.29$

I :  $173.55 \times 0.1 = 17.36$

J :  $169.01 \times 0.12 = 20.28$

K :  $20.28 - 17.36 = 2.92$

L :  $169.01 \times (1 + 0.12) - 100 = 89.29$

M :  $90.91 \times 0.10 = 9.09$

N :  $89.29 \times 0.12 = 10.71$

O :  $10.71 - 9.09 = 1.62$

(出所) AAA FASC [2002] p.261. (注) を追加。

表3 公正価値利益の構成要素を開示する代替的アプローチ

	①償却原価法	②公正価値法	③3つの構成要素の独立報告
利息収入			
(1) 償却原価利息	[c]		[c]
(2) 公正価値利息		[d] = [c] + [e]	
(3) (1)と(2)の差			[e]
損益			
(4) 公正価値の期待外変動 + (3)	[e] + [g]		
(5) 公正価値の期待外変動		[g]	[g]
(6) 利益合計	[c] + [e] + [g]	[c] + [e] + [g]	[c] + [e] + [g]

上記の略号

[c] 償却原価利息 = 前年の [a] 期末償却原価 × 当初の市場利子率

[d] 公正価値利息 = 前年の [b] 期末公正価値利息 × 期中の市場利子率

[e] 差異 = [d] - [c]

[g] 公正価値の期待外変動 = [b] - [f] 前年末の市場利子率に基づく期末の期待公正価値

(出所) AAA FASC [2002] p.262. 一部加筆。

①償却原価法は、損益計算書項目を持続性 (sustainability) に基づいて、②公正価値法は、損益計算書項目を確実性 (certainty) に基づいて分離する (AAA FASC [2002] p.262)。AAA FASC [2002] では、[e] を [g] または [c] と合算せず、純利益を構成する 3 つの項目 ([c], [e], [g]) を独立して報告することが提案された。

## 4. JWG [2000] の反対意見と IAS 39, IFRS 9

### 4.1 JWG [2000] の反対意見

JWG [2000] においては、事実上、すべての金融商品を公正価値で測定し、金融商品の公正価値の変動を損益計算書において損益として認識することが提案された (JWG [2000] Summary (a), (b))<sup>13</sup>。JWG [2000] の基準案の公表に際し、フランスとドイツの代表委員から反対意見が表明された。

フランス代表の委員は、公正価値がすべての事業活動・取引の測定に目的適合的であるとは限らず、公正価値をベースに経営管理・業績評価を行っていない取引・活動を、公正価値で測定することは、目的適合的でないと主張した (JWG [2000] Appendix A.2, 山田 [2001] 20 頁)。また、活発な市場が存在せず、観察可能な市場価格がない金融商品について公正価値測定を要求することは、測定値の信頼性を欠き、企業間の正確性、信頼性、比較可能性、同一企業の期間比較可能性を損ねると述べた (JWG [2000] Appendix A.4, 山田 [2001] 20 頁)。

フランス代表の委員は、公正価値利息についても反対意見を表明した。「公正価値利息は、約定されたキャッシュ・フローとは無関係であるので、利用者あるいは経営者にとって有用な情報、目的適合的な情報を提供しない。公正価値で測定される利付金融商品の金利は、従前のおり取得原価基準の実効金利法によって決定されるべきである。実効金利法は、利付金融商品に固有の契約上の金利を反映するので、重要な情報価値をもつ。実務において、公正価値利息の計算、公正価値利息の取得原価利息またはキャッシュ・フローとの調整を行えるかは疑問である。公正価値利息が取得原価基準の利息と比べて予測価値が高いとは考えられない。」(JWG [2000] Appendix A.7, 山田 [2001] 26 頁)

### 4.2 改訂 IAS 39 「金融商品：認識測定」、IFRS 9 「金融商品」

2003 年 12 月に公表された改訂 IAS 39 「金融商品：認識測定」では、金融商品は、① 損益を通

13 金融商品の公正価値を財務諸表の本体、脚注のいずれで開示するべきかは、重要な論点になりえる。AAA FASC [2000] p.507 では、期首の公正価値に市場金利を乗じて公正価値利息を算定することが提案された。JWG [2000] が指定する公正価値は、出口価格である (Bradbury [2003] p.391)。金融資産・負債、非金融資産・負債の公正価値測定に関するガイダンスの提示を意図し、FASB は 2004 年 6 月に公正価値測定に関する公開草案 (ED) を公表した。AAA FASC [2005] では、ED に関連し、公正価値の定義、公正価値の階層等に関する見解が示された。

じ公正価値で測定する金融資産および金融負債 (Fair Value Through Profit and Loss : FVTPL), ②満期保有投資 (Held-To-Maturity Investments : HTM), ③貸付金および債権 (Loans and Receivables : L&R), ④売却可能金融資産 (Available-For-Sale Financial Assets : AFS) の4つに分類された<sup>14</sup>。②の分類については償却原価で測定すると規定され, 公正価値法 (時価法) の適用は容認されなかった。

2009年12月に公表されたIFRS 9「金融商品」では, 金融資産を①「償却原価」区分と②「公正価値」区分のいずれかに分類し, ①の区分には償却原価法を適用し, 決算時に時価 (公正価値) で評価替えは行わないが, ②の区分は, 決算時に時価 (公正価値) で評価替えを行うことにした。金融資産が①に区分されるには, 第1要件: ビジネス・モデルおよび第2要件: 金融資産の特徴を充足する必要がある (IFRS 9, par. 4.1.2)。第1要件は, 一般事業会社が契約上のキャッシュ・フローを回収するため, 当該金融商品を満期償還まで保有している場合などに, 充足される。第2要件は, 金融商品が契約上の特定の日に元本, 元本残高に対する貨幣の時間的価値・信用リスクたる利息の支払のみに起因するキャッシュ・フローをもたらす場合, 充足される<sup>15</sup>。

②に区分される金融商品が次の2つの条件を充足する場合, その他の包括利益を通じ, 公正価値で測定しなければならない (IFRS 9, par. 4.1.2A)。(a) 企業が契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の双方を目的とする事業モデルを採用する。(b) 契約上の特定に日に, 元本, 元本残高に対する利息の支払のみに起因するキャッシュ・フローが発生する。②に区分される金融商品がその他の包括利益を通じて公正価値で測定されない場合, 純損益を通じて公正価値で測定しなければならない (IFRS 9, par. 4.1.4)。

## 5. むすび

小稿では, 公益法人の満期保有目的債券の処理基準に関する岡村 [2008] の論考に触発され, 満期保有目的債券の処理について考察した。これまで検討した内容を要約し, 小稿のむすびとする。

公益法人向けの「実務指針」(最終改正2019年3月19日)においては, 償却原価法 (定額法) のみが説明され, 公益法人の実務担当者に, 償却原価法が基本であるかのような誤解を与える懸念は, 払拭されていない。岡村 [2008] が指摘するように, 期末に, 期首の満期保有目的債券額に実効利率を乗じた金額だけ帳簿価額を増額し, クーポンを受け取った分だけ債券価値を減少さ

14 HTM に対して償却原価を, AFS に対して公正価値で測定することは, 経営者の意図が, 基礎となる経済状況の構成要素の一つであることを根拠に正当化される (Barth and Schipper [2008] p.182)。

15 「実効金利法は, 金融資産に対する将来キャッシュフローが確かかどうかではなく, 契約により元本とそれに対する利息のみが生じるキャッシュフローであることを条件にしていると解される。」(秋葉 [2015] 161頁)。

せる仕訳が有効であろう。

償却原価法（定額法）は簡便な方法であり、償却原価法（利息法）との差額は僅少である。しかし、償却原価法の適用に際しては、時が経過するにつれ、貨幣の時間価値を反映し、一定の比率で債券の金額を増減させる償却原価法（利息法）のみが容認されるべきである。

JWG [2000] においては、ほとんどすべての金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動により生じる損益を、発生した期の損益計算書において認識することが提案された。金融商品の全面時価評価（包括的公正価値会計）を標榜する JWG [2000] の公表にあたって、フランスおよびドイツの代表委員は、以下を理由に反対意見を表明した。公正価値がすべての事業活動・取引の測定に目的適合的であるとは解されない。また、約定されたキャッシュ・フローとは無関係な公正価値利息は、財務諸表の利用者、経営管理者にとって有用な情報を提供するとは考えられない。公正価値利息の計算は実務上、困難でもある。

AAA FASC [2002] は、償却原価法（利息法）の代わりに、公正価値法（時価法）を採用し、[c] 償却原価利息、[e] 公正価値利息から償却原価利息を控除した額、および [g] 公正価値の期待外変動を独立表示することを提案した。公正価値法（時価法）によると、利息計算が煩雑となり、実務上、適用困難であること、純利益計算に未実現利益が混入することなどから AAA FASC [2002] の提案はその後の金融商品に関する会計基準においては採用されなかったと思料される。

債券価格は、分子の（将来）キャッシュ・フローを、分母の割引率で除して算定される。満期保有目的債券の価格は、約定された将来キャッシュ・フロー、すなわちクーポン収入±債券取得時の簿価と額面の差額を、経営者が満期まで売却せずに保有し続けることを決定した当初の実効金利に固定して割り引いて計算される。満期保有目的債券について償却原価法を適用し、毎期末の市場金利を割引率としないのは、確定した債券投資の成果の期間配分を目的とするからである。市場金利の低下により債券の価格が上昇した場合、償還期限まで保有せず、売却する選択肢もありえる。投資業績の成否の判断には、醍醐 [1997] の「償却原価・時価比較高価法」が有用と言えらるだろう。

#### 参考文献

- American Accounting Association's (AAA) Financial Accounting Standards Committee (FASC) Wahlen, James M., Jannes R. Boatsman, Robert H. Herz, Gregory J. Jonas, Krishna G. Paiepu, Stephen G. Ryan, Katherine Schipper, Catherine M. Schrand, and Douglas J. Skinner [2000] "Response to the FASB Preliminary Views: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value," *Accounting Horizons*, Vol. 14, No. 4, pp. 501-508.
- American Accounting Association's (AAA) Financial Accounting Standards Committee (FASC) Ryan, Stephen G., Robert H. Herz, Teresa E. Iannaconni, Lauren A. Maines, Krishna Palepu, Catherine M. Schrand, Douglas J. Skinner, and Linda Vincent [2002] "Reporting Fair Value Interest and Value Changes on Financial Instruments," *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 3, pp. 259-267.
- American Accounting Association's (AAA) Financial Accounting Standards Committee (FASC) Botosan, Christine A., Hollis Ashbaugh, Anne L. Beatty, Paquita Y. Davis-Friday, Patrick E. Hopkins, Karen K.

- Nelson, K. Ramesh, Robert Uhl, Mohan Venkatachalam, and George Vrana [2005] "Response to the FASB's Exposure Draft on Fair Value Measurements," *Accounting Horizons*, Vol. 19, No. 3, pp. 187-196.
- Barth, Mary E. and Katherine Schipper [2008] "Financial Reporting Transparency," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 23, No. 2, pp. 173-190.
- Bradbury, Michael E. [2003] "Implications for the Conceptual Framework Arising from Accounting for Financial Instruments," *Abacus*, Vol. 39, No. 3, pp. 388-397.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2003] IAS 39, Financial Instruments: Recognition and Measurement.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2009] Exposure Draft, Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2010] IFRS 9 Financial Instruments.
- Joint Working Group of Standard Setters (JWG) [2000] , Special Report: Recommendations on Accounting for Financial Instruments and Similar Items. File No.215-A. Norwalk, CT: Financial Accounting Standards Board of the Financial Accounting Foundation.
- 秋葉賢一 [2015] 「IFRSにおける償却原価と未償却原価：配分方法を巡って」, 『早稲田商学』, 第444号, 153-176頁.
- 上野清貴 [2014] 「現在価値会計の進展と継承」, 『経理研究』, 第57号, 368-393頁.
- 岡村勝義 [2008] 「満期保有目的債券の評価と償却原価法」, 『月刊公益法人』, 第39巻, 第12号, 20-27頁.
- 企業会計基準委員会 [2008] 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」.
- 北村敬子 [2010] 「割引現在価値測定と公正価値」, 『企業会計』, 第62巻, 第12号, 18-23頁.
- 古賀智敏 [2001] 「金融商品と包括的公正価値会計—理論上からの意見」, 『企業会計』, 第53巻, 第6号, 48-57頁.
- 斎藤静樹 [1995] 「債券投資の成果と償却原価法—会計における評価と配分」, 『企業会計』, 第47巻, 第6号, 737-744頁.
- 醍醐 聡 [1997] 「償却原価評価と時価評価」, 『企業会計』, 第49巻, 第7号, 868-873頁.
- 角ヶ谷典幸 [2009] 『割引現在価値会計論』, 森山書店.
- 角ヶ谷典幸 [2012] 「制度会計領域における割引現在価値の変化」, 『企業会計』, 第64巻, 第1号, 39-45頁.
- 日本公認会計士協会 [2019] 非営利法人委員会報告第38号「公益法人会計基準に関する実務指針」(最終改正2019年3月19日).
- 福井義高 [2019] 「無益で不確かな割引現在価値情報」, 『企業会計』, 第71巻, 第1号, 69-75頁.
- 吉田慶太 [2001] 「B/S・P/Lの表示と開示等」, 『企業会計』, 第53巻, 第6号, 48-57頁.
- 山田辰巳 [2001] 「JWG基準案『金融商品及び類似項目』の論点」, 『企業会計』, 第53巻, 第6号, 18-27頁.